

請願第 42号

令和4年12月15日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

麻生区

太陽光パネル義務化に反対する会

新築住宅等への太陽光設備設置義務化に関する請願

請願の要旨

2,000㎡以上の建物の新築時には建築主に、2,000㎡未満の建物の新築時には住宅供給業者に、太陽光設備設置を義務付ける条例改正に関して反対し、見直しを求めます。

請願の理由

太陽光設備設置義務化において多くの有識者が問題点等を発信されていますが、太陽光設備は問題点の多い設備です。災害大国である日本において、大地震が起こる可能性は極めて高いと言われており、本市においても津波や、多摩川等の氾濫が起こり得ます。先の台風19号での本市における住宅被害として全壊33件、半壊948件、床上浸水は1,258件と大規模な水害がありました。

太陽光パネルが水没したり破損した場合は、感電や漏電による火災、有害物質の流出等、二次災害のリスクも高いと指摘されています。また、台風でパネルが隣家に飛んでいった場合、歩行者等を怪我させてしまった等事故が発生した場合に、太陽光設備の設置を義務付けた本市が責任を負うことになるのでしょうか。台風等で破損した場合の修繕費に関しても、本市が補償することになるのでしょうか。設備設置の初期費用以外にも、パワーコンディショナー等の設備が耐用年数を迎えた際の買換え費用や、耐用年数を超えた場合の太陽光パネルの撤去費用等も市民にとって大きな負担となります。

太陽光設備設置義務化は、2,000㎡未満の住宅（戸建て住宅）に関しては住宅供給業者へ義務付けられるものではありませんが、義務化されることにより、建て売り住宅には太陽光設備が標準装備されることが予想されます。また供給業者より設置することを強く勧められれば、太陽光設備の問題点を知らない一般市民は設置する流れになってしまうと考えられます。

また、2,000㎡以上のマンションに関しては、建築主に太陽光設備の設置が義務付けられますが、太陽光設備の設置に掛かる費用やパワーコンディショナー等の交換費用を見越した費用は当然ながら管理費や修繕積立金に上乗せされます。今回の条例改正により、本市で戸建て住宅を購入する場合建築費用が通常よりも高くなり、またマンションを購入する場合にも購入費用のみならず、管理費や修繕積立金が高くなることも懸念され、市民にとって大きなマイナスになります。本市以外に引っ越す市民が増えることも懸念します。

廃棄に関しても現在、JPEA（太陽光発電協会）が適正処理可能な産業廃棄物中間処理業者として公表しているのは、全国で35社のみです。今後太陽光パネルの大量廃棄が予想されており、本市が設置を推進すれば明らかに業者が足りない状況が起きますし、リサイクルに関しても明確な法整備がなされていません。不法投棄による土壌汚染、海洋投棄による海洋汚染も懸念されます。

また、太陽光パネルの8割は中国製（今後95%になるという見込み）で、そのうちの約半分は新疆ウイグル自治区で強制労働により製造されていると国連からの報告書でも指摘されています。

住宅用太陽光パネルは日本製が7割とのことですが、パネル製造の最終段階のみを国内で行うことで日本製とうたっている製品がほとんどです。本市の本条例改正に関するQ&Aでは、メーカーからウイグル自治区で造られた太陽光パネルはないとヒアリングしているとの記述がありましたが、証拠となるデータもなしにヒアリングだけを信じるのは危険です。中国自体が強制労働を認めていない状況で、太陽光パネル製造業者が強制労働を認めることは有り得ません。米国ではウイグル強制労働防止法により、中国製の太陽光発電製品の輸入が差し止められています。そのような世界の流れに反して本市が太陽光設備設置を義務化することは、本市が事実上強制労働に加担しているという誤ったメッセージを世界に発信することになってしまいますし、日本中からも非難を受

けます。

以上の理由から太陽光設備の設置は推奨にとどめるべきであり、義務化すべきではないと考えます。議員の皆様には、市民の安心・安全な生活を守るためにも、義務化の見直しをしていただきますよう、強く求めます。

紹介議員

三 宅 隆 介